明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（**財務・農林水産**一）　一

○農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（**農林水産**一〇）　二

〔告　示〕

○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示（**厚生労働**五六）　七

○介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件（**同**五七）　八

○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**農林水産**五〇八）　二六

〔公　告〕

諸事項

官庁

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　三一

裁判所

破産、免責、再生関係　三二

特殊法人等

阪神高速道路株式会社都市計画事業、特定計量器型式承認関係　三五

地方公共団体

解散命令、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却命令関係　三五

会社その他

会社決算公告　三五

省令

○**財務省・農林水産省令第一号**

農業災害補償法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十四号）の施行に伴い、独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月十三日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　齋藤　健

独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

第一条　独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令（平成十五年財務省・農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（監事の調査の対象となる書類） **第二条**　信用基金に係る通則法第十九条第六項第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げる法令の規定により農林水産大臣及び財務大臣（第五号及び第六号に掲げる法令にあっては、農林水産大臣）に提出する書類とする。 一～四　（略） 五　農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号） 六　（略）	（監事の調査の対象となる書類） **第二条**　信用基金に係る通則法第十九条第六項第二号の主務省令で定める書類は、次に掲げる法令の規定により農林水産大臣及び財務大臣（第五号及び第六号に掲げる法令にあっては、農林水産大臣）に提出する書類とする。 一　独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号。以下「法」という。） 二　農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号） 三　林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号。以下「暫定措置法」という。） 四　中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号） 五　農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号） 六　漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）